平川教育長: 続きまして,報告・協議2,令和3年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書 の採択について、重森義務教育指導課長、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたし ます。

令和3年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について御説明をいた 重森義務教育指導課長 :

> 本日は、別紙に記載しております資料1から資料7までの7種類の資料をお配りして おります。

> それでは、資料1を御覧ください。こちらは、県立義務教育諸学校で令和3年度に使 用する教科用図書の選定状況の一覧となってございます。たくさん文字が書いてござい ますが、表の左から3列が県立3中学校であります広島中学校、広島叡智学園中学校、 三次中学校で使用する教科用図書の選定状況でございます。表を御覧いただきますと, 例えば国語では,広島中学校は光村,広島叡智学園中学校は三省堂,三次中学校は光村 を選定しております。3校とも教科書調査のための観点、視点を基に、具体的な視点を 定め、評価基準に照らして選定をしております。結果として3校の選定結果が異なる種 目は、国語、理科、保健体育の2種目です。他の種目では3校とも同じ発行者の教科用 図書の選定となりました。これら教科用図書の選定状況につきましては、8月3日に行 いました広島県教科用図書選定審議会から、いずれの学校も十分な調査研究を行い、適 切に判断しているとの御意見をいただいております。

> それでは、資料2を御覧ください。資料2は、資料1でお示しした県立3中学校の教 科用図書を選定しました選定理由を、学校別に、種目ごとに整理したものでございます。 1ページから広島中学校、9ページからが広島叡智学園中学校、17ページからが三次中 学校の選定理由となります。

> そして,資料3以降の資料でございますけれども,これらはいずれも選定に至った具 体的な根拠を示す資料でございます。初めに、資料3です。こちらは前回の教育委員会 会議で御覧いただいた県立の三つの中学校の教科用図書の選定に係る考え方を示したも のでございます。中段に記載しております観点1から観点5までの五つの共通する観点, それに加えて、学校の特色を生かす工夫として観点6を設け、これらの観点に基づいて 教科用図書の選定を行っております。

> 続いて,資料4でございますが,こちらは実際の調査のために先ほどの六つの関係を 基に視点を定め、さらに具体的な調査項目を定めた、そういった資料になります。各調 査項目は、学習指導要領や各校の教育目標等に基づいて選定をしております。

> そして資料5でございます。こちらが実際の種目の評価表となってございます。1ペ ージ目を御覧になってください。このように観点, 視点ごとに具体的な調査項目及び学 習指導要領に基づいた評価基準を設定し、調査研究した結果をA、B、Cの3段階でお 示ししております。各種目においてA評価が一番多かった発行者を選定しております。 A評価が同数であった場合につきましては、観点の6,学校の特色を生かす工夫の評価 を優先し、観点6の評価が高い発行者を選定しております。以上でございます。

三浦特別支援教育課長 : 続きまして、令和3年度に県立特別支援学校、中学校で使用する教科用図書の採択に ついて御説明いたします。資料1,1ページを御覧ください。特別支援学校,中学校に おける教科書の選定状況は、御覧のとおりでございます。

> 選定状況の詳細について、資料6を用いて説明いたします。資料6の1ページを御覧 ください。特別支援学校で使用する中学校用教科用図書の調査研究についてでございま す。教科書選定に当たり、各校では選定資料や教科書見本等を参考に調査研究を行いま した。2ページからは、障害種別ごとの選定理由書でございます。

> 続きまして,資料7を御覧ください。令和3年度知的障害のある児童又は生徒の教育 課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支 援学校知的障害者用教科用図書、この教科用図書のことを、以下、文科省著作教科書と 説明させていただきますけども、文科省著作教科書及び一般図書の選定状況についての

> 資料7の1ページを御覧ください。まず初めに、学校教育法附則第9条第1項の規定 による教科用図書、これを一般図書と呼んでおりますが、この一般図書の使用について 説明しております。

2ページを御覧ください。一般図書の調査研究について、教科書選定の観点及び調査研究の視点を示したものでございます。このような観点、視点で調査研究を行い、児童生徒の実態に応じた一般図書を選定していきます。

3ページを御覧ください。文科省著作教科書及び一般図書の選定状況を示しております。左側に障害種別ごとに学校名を掲載しております。文科省著作教科書につきましては、表の丸印で示しておりますとおり、障害の状態が重い児童生徒が在籍している西条特別支援学校八本松分級を除き、全ての特別支援学校の小学部・中学部において選定しております。本等の一般図書については、一般図書一覧掲載図書と一般図書一覧掲載以外の図書の点数を分けてお示ししております。一般図書一覧とは、文部科学省が全国で比較的多く採択されている一般図書を一覧にした資料のことでございます。表の一番下を御覧ください。小学部では259点の一般図書を選定しておりますが、そのうち一般図書一覧掲載図書は203点でございます。中学部では232点の一般図書を選定しており、そのうち一般図書一覧掲載図書は173点でございます。

4ページを御覧ください。各学校が選定した一般図書について、令和3年度用一般図書一覧掲載図書、令和3年度一般図書一覧以外の図書として表にまとめております。小学部が4ページから、中学部が12ページからとなっております。

資料,飛びまして20ページからは,各特別支援学校から提出のあった教科用図書選定理由書の抜粋を掲載させていただいております。本日いただいた御意見を踏まえて,8月31日までに教育長が決裁し,採択が決定いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

近藤 委員: 資料1の視覚障害の広島中央特別支援学校のところの中で、音楽と保健体育、技術・ 家庭が未定となっているのですけれども、これはいつまでに選定されることになってお りますでしょうか。

E 浦州技術課: 視覚障害の特別支援学校の採択でございますけれども、音楽、保健体育、技術・家庭につきましては、点字出版社が点字教科書を作成し、発行しております。点字出版社が作成する点字教科書の原典については、7月28日付けで文科省から決定された出版社について連絡があり、学校に通知をいたしましたけれども、文科省から届いた原典の出版社について、再度学校で今現在、選定理由書等作成しているところでございまして、今日には間に合わなかったということでございます。

近藤委員: そういうことなのですね。音楽もということですね。

三浦特別支援教育課長: そうです。

志々田委員: この中学校の方なのですけれども、観点1から観点6まで書かれていて、例えばですが、資料4の7ページ目を見ていただければと思うのですけれども、教科書というのは教育活動を行っていく上での道具であって、その使いやすさというのを今回評価をして、どの学校が何を使うのかということを今、協議しておられるところだと思うのですけれども、そのときに得点、各観点で、どのポイントで評価をするのかというのが観点と視点というところに書かれていると思うのですけれども、例えばなのですが、観点1の基礎・基本の定着とかというところに、文化遺産の示し方というのが書かれていて、文化遺産にきちんとマークが付いているかどうかというところがチェックする項目として挙がっているわけですね。

もう一つ、観点2のところに行くと、主体的に学習に取り組む工夫として、例えば単元の導入における工夫などがここには書かれていて、本の教育の道具の質的よさということとか重要度から考えれば、あるいはその世界遺産のマークが付いているかどうかということを、導入の部分に学習の関心が持てるようなしっかりとした導入部分の資料が付けられているかといったら、主体的な学習に取り組むこの観点の方がずっと重要なポイントとなんだと思うのです。

だけれども、この評価表は、全てが同じ価値で、Aの数が何個か、Bの数が何個かというふうにして、同じ比重で全然別の観点、評価をしていて、同じ価値を持たせているというところに少し疑問を持ちます。やはり新しい教科書に向けて何が適切なのかということを判断しようとすれば、今、広島県は学びの変革の中で、どこのどういう学習をさせたいのかというところに重きを置いて教科書というのはやはり評価されるべきなのではないかなと思います。いろいろな観点があって多角的に評価をしていって、細かく一つ一つ先生方がチェックをしてくださっているということにはとても重要な意味があると思うのですが、その観点の重さが全て同じではないと感じるので、何か評価方法の

在り方、チェックの各項目というところはこのままでいいでしょうし、専門家の先生方 が考えてくださっていて十分そろっているのだろうと思いますが、その重さというもの は、もう少し議論をして、評価の観点として、評価の差別化というところに反映させら れるのではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

重森義務教育指導課長 :

ありがとうございます。志々田委員のおっしゃっているように、もう一つは基礎基本 の定着ということについては、基本的にやはり教科書の役目として重要視しなくてはい けない部分ということで観点1に収まっているところがございますけれども, もちろん 同じ基準で同じ重さで物事を議論するということについては、本県は学びの変革を重視 しているということから、主体的に学習に取り組む工夫、これの方がより重い、より重 点的に考える必要性があるのではないかということをきっとおっしゃられているのでは ないか、誠にそのとおりであると思います。観点の重さにつきましては、物事の中の物 差しになりますので,今後,評価を考える上でまたしっかりと議論をして,研究を深め ていかなければならないなという視点だと思っております。

志々田委員:

今年特にということでは、この結果自体がどうこうと思っていることではないのです けれども, 今回ざっとこの観点2が主体的に学習に取り組む工夫というところの全ての 科目でどんなふうに上がっているのかというのを中心に、細かく見させていただいたの ですが、本当にこの項目で主体的に学習に取り組む工夫が全てチェックできているのか なというと、科目によって随分差もありますし、たまたま今、歴史の分野のことを申し 上げましたが、ほかの特に主要5教科のとこで、本当はもっといろんな工夫とか視点で 評価して、教科書の良し悪しというのを吟味していただきたいなと思う部分があるので、 これは主体的学習に取り組むという名前でいいのか、それとも主体的で対話的で断定的 なのか、アクティブラーニングのようなものの、よりその主体的に学習活動を、双方向 的な学習を入れる工夫がきちんと書かれているかとか、何かもっと具体的に示さないと、 そういう環境、いわゆる読み物として完全に書籍としていろんな情報がきちっとぎゅっ と詰まっているという参考書と同じような、図鑑とかそういうものですね、と同じよう なものの教科書なわけではなくて、やはりそこから授業を先生たちがクリエイティブに つくり出すための道具なので、そういう道具の観点として、今一度この教科書というも のの選定の在り方を今後検討していった方がいいのかなと。多分、ものすごく旧来型の 評価視点になっていると思うので、一度そういう研究を進めていただけたらいいなとい うことを思いました。以上, 感想です。

中村委員:

教科書の選定に関して、非常に大変な作業をされておられると思っているところです。 それから、この選定の資料を見せていただくと、例えば1学年、資料5の4ページ、国 語の評価基準の評価のところを見ますと、観点6の学校の特色を生かす工夫の視点が、 社会の持続的な平和と発展に向け、異なる文化・価値観を尊重しながら協働する力を育 成するための工夫ということで、ここだけ見ると本当に国語の教科書かなというような 視点で評価をされているということで、学びの変革というところを踏まえれば、単に国 語は国語ということに留まらない教育を目指し, 教科書の選定をされているということ が窺われているなと思いました。

その一方で, 志々田委員の指摘にも少し関連するのですけれども, この項目ごとにA とかBとかCをつけて、そのAの数で決めますと。Aの数が一緒だったら、観点6を重 視しますということですが、そのやり方でいった場合に、観点6に辿り着く前のAの評 価が少ないと、その学校ではこの教科書を使いたいと思うのだけれども、1から5まで のところで評価が低いと、もうそれは選べないというようなことがあったりしないかな という心配があります。

つまり形式的な評価, A, B, Cというものをしていくのもそれぞれ大事なポイント だと思いますけれども、軽重もあるでしょうという中で、結果的にうちではこれを使い たいという教科書が選ばれないというようなことがないかどうかというようなことは, つまり教科書いずれも検定済みでなるわけですけれども、完璧なのが一つあればいいの ですが、多分恐らく細かく見ていくと一長一短というか、帯に短したすきに長しみたい なところがいろいろある中でどれかを選ぶということだと思うのですけれども,総合的 に見ればこれだというのがちゃんと選ばれるような仕組みかどうかというとこが少し気 になるのですが、その辺りは大丈夫なのですか。

蘇蘇務新指導 : 御指摘ありがとうございます。観点 6 , 最重要視しなければいけない項目数が, 視点 の数が少ないということによって, もしかしたらそこまでの評価で物事が決まっていて, それが、各学校が選定したいと思っている教科書にならないのではないかとおっしゃら

れていると思うのですが、結論で申しますと、どの学校も自分のところが選定したい教 科書になっているということを聞いております。形式的な評価に陥らないような形で、 今後も考えてまいりたいと思います。

菅田委員: 少しお伺いしたいのですが、県立中学校のうち、広島中学校と三次中学校は6年間稼働しているということで、高校の先生がその中学校の教科書選定にも絡まれているのでしょうか。6年間の一貫教育の情報がそこに表せられると思うのですけれども、中学校は中学校だけなのですか。

榊 原 理 事: 私は広島中学校の校長をしていましたので、6年間の見通しの中でやはり子供たちを育てるということで、当然ながら中学校の選定に高等学校の教員が教科によって入っています。とりわけ人数は1人しかいませんので、高等学校は先生が入ることによって、より幅広く選定に絡めるというところでございます。

平川教育長: ほかに御質問, 御意見はございませんでしょうか。

「一切日文・「はんに呼吸間、呼応がはここである」

(なし)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 令和3年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択

について

平川教育長: 続きまして,報告・協議3,令和3年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について,竹志高校教育指導課長,三浦特別支援課長,説明をお願いいたします。

性高版教育指導課: それでは、報告・協議3,令和3年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で 使用する教科用図書の採択について御説明いたします。

> 資料の1ページを御覧ください。まず、本年度の採択日程について説明いたします。 4月の教育委員会会議において、令和3年度に使用する教科用図書の採択基本方針を決 定いたしました。これに基づき、教育委員会事務局においては、現行学習指導要領に対 応した教科書についての選定方針を示した選定資料を作成し、これを参考に、各県立高 等学校において教科書の調査研究及び選定作業を進めてまいりました。

> 資料の2ページを御覧ください。各県立高等学校においては、各教科書の調査研究とともに選定作業を行っております。選定作業においては、令和2年3月27日付、文部科学省初等中等教育局長通知、教科書採択における公正確保の徹底等についての趣旨を踏まえて行っております。各県立高等学校においては、1、2に示しておりますとおり、公正を保つという観点に立ち、教科書選定会議等を設置し、管理職、教務主任を中心に会議を開催して教科書の選定を行っております。また、3にお示ししたとおり、PTAなどから意見を聞く取組を全ての学校において行っております。

続いて、3ページを御覧ください。教育委員会事務局が行っております点検指導について説明いたします。大きく2点について現在、点検指導を行っております。まず、(1)の教育課程と選定教科書との整合性については、各県立高等学校が提出した教育課程と選定理由書と照合し、教育課程と教科書に齟齬が生じないか、整合性を確認しております。

次に,(2)の採択申請された教科書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性については,十分に教科書の調査研究が行われたかを選定理由書により確認し,不明な点は聞き取りを行っております。全ての学校で複数の教科書を比較しながら調査研究を行っていることを確認しているところでございます。

今後の予定につきましては、8月末に教育委員会において教科書採択を行い、9月上旬の教育委員会会議において採択結果を御報告させていただくこととしております。

次に、県立特別支援学校高等部の選定状況について御説明いたします。特別支援学校においての採択基本方針に基づき、各学校において適正かつ公正な教科書用図書選定を行うよう、特別支援学校は5月21日から27日に各所属校において教務主任研修を実施し、教科書の調査研究及び選定上の留意事項等について指導したところでございます。

資料4ページには、選定に当たっての障害種別の観点をお示ししております。なお、

高等学校に準ずる教育課程を編成している学校では、高等学校と同様に教科書用図書選定資料を参考に、また知的障害者特別支援学校の教育課程を編成している学校においては、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書選定資料を参考にしております。

次に、資料5ページを御覧ください。令和3年度に特別支援学校高等部で使用する教科用図書の選定状況についてまとめたものでございます。7月27日までに各校から提出された選定理由書等の点検を行い、適正に選定されることを確認いたしたところでございます。

説明は,以上でございます。

平川教育長: ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員: 2ページの3に、PTAなどから教科書選定に係る意見を聞かれた、行ったというところが全て95課程ということですけれども、PTAからどんな意見が出たか教えていただけますか。

性語酸新指導器: PTAからの意見聴取について、教育委員会で全てを把握しているということはございませんが、これまでのところで申しますと、実際に子供の適性というか、能力に合ったような教科書を選定しているのかという御意見をいただいたりでありますとか、あと教科書を使うとしたときに、教科書の値段等もありますので、そういったところの質問もあったというようなことを聞いております。また、今年の状況を今からいろいろな形で各学校が情報収集すると思いますので、この辺りのところをまた教育委員会としても情報収集していきたいと思っております。

細川委員: PTAがこれに関わらせていただくときに、教科書の選定については、どれにするかということなのか、それぞれ違うのでしょうが、どういうやり方をされておられるのでしょうか。

(性高散教育構練長: まず、教科書選定に当たって、学校の動きといたしましては、学校の中に教科書選定会議というものを設けております。先ほど説明したとおり、管理職を中心に、教務主任、学科主任等が集まって協議をいたします。その際に、まず最初に、選定の日程であるとか学校の方針を確認するという会議を持ちます。その次に、第2回目に、各教科で選定した教科書、うちの生徒にこういう力を付けたいから、この教科書が妥当であろうというような、教科書と実際に選定書を持ってきて、それについて本当にこれが妥当かという会議をします。学校によっては、規模も大きくて多くの教科書を扱う場合は、これの会議が2回、3回、4回という形で増えていくというようになっております。そういう形で大量の資料を作って整理をしますので、これに基づいてPTAの方から御意見をいただくのは、昨年いただいた意見でありますとか、今年はこういう形で整理しましたということの全体像を御報告すると、その報告に対して御意見をいただくというのが大多数であるということです。

細川委員: 私も実は現役のときに経験があるのですけれども、一般の保護者として参加をするときに、なかなかここで御説明いただいたような資料に基づいて、一PTAとして、綿密にどちらがいいんだという選考というのはなかなか難しかったと記憶しているところです。学校がある程度選んでいただいた中で、うちの学校の特色を生かしてこれというようなものに対しての同意をする方が、PTAとしては意思を固めやすかったのではないかなというような気がいたしまして、今、御質問をしたようなことでした。学校によってもそれぞれ違いましょうし、どんな御意見があったかなということもありますので、また後日でも教えていただければと思います。以上です。

平川教育長: 特別支援学校は、それぞれに保護者と連携を取る形になっていますか。

三浦納技術課: 特別支援学校におきましても、保護者の方々の参画をいただいております。主な意見としては、今回出たのは、「コロナで休校になっても、二次元コードによる情報支援が教科書にあることで、聴覚障害のある我が子も自主的に学習ができると思う。」とか、「学校では時間をかけて教科書の調査選定をしているということが分かった。」、「児童生徒の実態に合った教科書を選定してくれている。」、「学部ごとに、発達段階に即した系統的・発展的な配列になっている。」、「児童生徒の理解しやすい図書を選定している。」というような肯定的な御意見をいただいております。委員がおっしゃられるように、その中で保護者が、この教科書がいいとか悪いとか選ぶということはなかなか難しいとは思うのですけれども、保護者に参画していただいているという意義は、公開して、きちんと何かあれば言っていただけるチャンスがあるということは、選定する側の緊張感にもつながりますし、そういうところに意味があるのかなと感じております。

細川 委員: 特別支援学校に関わるものといたしましては、4ページに教科用図書選定に当たって

の障害種別の観点ということが明記されているのですけども, これについては, この令

和3年度の分について、以前と変わったところはあるのですか。

三浦特朋技援教育課長: ここについては,変わっておりません。

細川 委員: 特別支援学校に学ぶ子供たちというのは、障害の種別や障害の一定の差があって、一

律にこの教科書で全ての子供が学べるというものではないと思っているのですが、その

差を埋めるものというのは何かあるのですか。

Eiikilj接続課長: やはり障害の程度であるとか個人の差というのは当然ありますので、その中でできる

だけその子、その子に応じたものを選定したいとは思います。採択は学年ごとになっていますが、全ての生徒がばらばらに採択するということになると授業もなかなか難しいところもあります。当該学年の生徒の実態に応じて、ある一つの教科書を採択して、それが難しい場合は担任等がかみ砕いて資料を作成するということになろうかと思います。一般図書の場合は、教科書に沿って全ての授業を通して行えるものではなく、絵本ですので、そういうわけにはいきません。年間指導計画でそれぞれの学校で立てられた教育計画の中で、ここでこの教科書を使うというように、教科書の内容を教えるというよりは教科書を使って指導するということになりますので、その子、その子に応じた適切な

時期に、その教科書を使うというような形になろうかと思います。

中村委員: 先ほど少しお聞きしたような気がして気になったのですけれども、高等学校あるいは

高等部の場合に、PTAからの意見で値段、価格についての意見というのがあったりするのですか。

竹志前校教育指導課長: これは私の経験上ですけれども、それが大きな議論になったということではないので

すが、多様なコースがありましたので、いろいろな教科書についてどんなものなのか教

えてくれということがあったという、そういう事例でございます。

中村委員: とにかく安いのにしてくれみたいな、そんな意見がたくさん出てくるというようなこ

とではないということで。

性調が指導器: ではなく、情報を勉強する子や、福祉を勉強する子であるとか、いろいろな子がおり

ましたので、それぞれの教科書がどんなものかというのがありました。

平川教育長: ほかに御質問, 御意見はございませんでしょうか。

(なし)

平川教育長: 以上で本件の審議を終わります。